

Q&A 中国ビジネス Q&A 海南自由貿易港について

Q 最近、中国の新しい対外開放の措置として海南自由貿易港の設立が決定されましたが、その理由や狙い、また計画の内容について教えてください

A 海南自由貿易港については、2020年6月に中国共産党中央委員会と国務院から『海南自由貿易港建設全体計画』（以下、「計画」という）が発表され、その後、関連政策・措置が次々に制定されているところです。海南自由貿易港を建設する理由については、「計画」の前文で、「現在、世界は新たな大発展、大変革、大調整を経て、保護主義、一国主義が台頭し、経済のグローバル化は大きな逆風と反省の波に遭遇している」中で、海南自由貿易港を建設することは、「ハイレベルの開放を推進し、開放型経済新体制を建設するという根本的要求」、「市場化改革を深化し、法治化・国際化・利便化したビジネス環境を創造するという切迫した必要」、「新発展理念を貫徹し、質の高い発展を推進し、現代化経済システムを建設する戦略的選択」、「経済のグローバル化を支援し、人類運命共同体を構築する実際の行動」であると述べられています。

海南自由貿易港の狙い

この「計画」が発表された時期は、中国で始まった新型コロナウイルス感染流行が世界に拡大しつつあり、また米中対立が激化し、中国をめぐる国際関係が緊張に向かっているときで、中国として一層の対外開放の拡大と経済のグローバル化の推進をアピールするため、その象徴として海南自由貿易港の建設を打ち出したものと思われるが、その発表は世界に大きなインパクトを与えるものでした。

自由貿易港（あるいは自由港）は、港湾の全域または一部を関税上の外国とみなし、輸入貨物に関税を課さない保税制度を実施し、貨物や船舶の自由な出入りを認めている区域とされていますが、貿易・投資の自由度が最も高い区域ともいえます。世界的には都市の一部区域のみを範囲とするものが多く、都市の全域を範囲とするものとしては香港とシンガポールがありますが、その面積は香港が1,100平方キロ、シンガポールが730平方キロにすぎません。これに対して海南自由貿易港は、区域範囲が海南島全島の3万5,400平方キロ（九州の面積3万6,800平方キロとほぼ同じ）もあり、これほどの広大な地域を自由貿易港とした例はほかにありません。

一方、自由貿易港を有する現実的なメリットとしては、貿易・投資の拡大に直結することがあげられます。中国は自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結を積極的に推進しており、2020年11月には地域的な地域包括的経済連携（RCEP）協定を日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドおよびASEAN10カ国とともに署名しました。しかし、米国との自由貿易協定は米中対立から棚上げとなり、また日韓との自由貿易協定、EUとの投資協定も交渉が長期化しており、まだ合意の見通しが立っていない状況です。

こうした中で、自由貿易港の建設は、外国企業に対して段階的に関税を撤廃する自由貿易協定よりも早くゼロ関税の恩恵を与えるものとなるため、その国・地域にとっては自

由貿易港をハブとして貿易・投資の拡大を図ることが期待できます。現にEUを離脱した英国は、EUとの新たな経済関係を定めるための交渉が難航する中で、日本や米国などと自由貿易協定を締結する一方で、国内に複数の自由港の設置を優先するという方針を打ち出しています。

自由貿易試験区との違い

この「計画」が発表される2年前の18年9月には、海南省を自由貿易試験区とする計画が発表されています。それ以前、自由貿易試験区は上海（13年）、広東、天津、福建（15年）、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西（17年）の11省・直轄市に設置されており、海南省の計画で示されていた重点政策・措置は、投資面での開放拡大、サービス業の発展に力点が置かれてはいたものの、他の自由貿易試験区と大きな違いはありませんでした。それが20年6月に発表された「計画」では、自由貿易港という明確な目標が設定されたことから、政策・制度整備の重点は貿易の自由化・利便化が主で投資の自由化・利便化が従とされています。

自由貿易試験区も、その中に保税区、輸出加工区、保税物流園区（中心）、保税港区などの保税区域を含んでいます。区域が狭いことから、貿易の拡大は区域外との連携によっており、また投資の受け入れも保税区域の外の区域が主体となっています。これに対し海南自由貿易港は、広大な海南島全島を関税封鎖（ゼロ関税を実施）し、その中で貿易・投資の拡大を目指しています。自由貿易港での貿易や投資・設立された企業の事業活動は、「両頭在外」（原材料の輸入先、製品の輸出先をともに海外に求める中継貿易・加工貿易型のモデル）を推進するとされています。

自由貿易試験区も自由貿易港も貿易・投資の拡大を目的としていますが、自由貿易試験区はそこで試行した改革・開放措置を国内の他の地域に普及することに主眼が置かれており、このことは自由貿易試験区が中国のめざす「開

有限会社池上事務所
代表取締役 池上 隆介

表 貿易と投資の自由化・利便化に関する主な措置

貿易	2025年までに全島関税封鎖（ゼロ関税）の運用を開始する。
	“一線”（国境線）は開放。ただし輸入貨物の安全管理を強化し、輸出入禁止・制限貨物リストと輸入課税商品リストにより管理する。関税封鎖前は一部輸入商品の輸入関税と輸入増徴税・消費税を免除、関税封鎖後は輸入課税商品以外は免除する。
	“二線”（内地との境界線）は管理。内地に入る貨物は原則として輸入関税、輸入増徴税・消費税を課税、奨励類産業に該当する企業が生産する輸入原材料を含まない貨物か海南自由貿易港での加工による付加価値額が30%以上の貨物は、輸入関税を免除し輸入増徴税・消費税を課税、内地に入る郵送物品は課税とする。
	島内での貨物の移動は自由。中継貨物の税関手続きを簡素化し、島内での貨物保管期限を設けず、ゼロ関税の貨物は通常の監督管理を免除する。増徴税、消費税、車両購入税等は全島関税封鎖と同時に合併・簡素化し、税負担水準の低い販売税とする。
投資	越境サービス貿易ではネガティブリスト制度、資金の支払・移動に新制度を実施する。
	市場主体（企業、個人）に対する“承諾即参入制度”（規定の条件に合致し、かつ資料を提出することを承諾すれば即時に投資・経営活動を行うことができる制度）を実施する。
	企業の設立、経営、抹消、破産に関する利便政策・制度を確立する。
	現行の外資に対する“参入前内国民待遇+ネガティブリスト制度”の禁止・制限条項を大幅に削減する。
	海南自由貿易港で実質的に経営を行う企業に企業所得税の優遇税率を実行し、条件に合致する個人に個人所得税の優遇税率を実行する。

放型経済新体制”の先行モデルであると同時に、中国がFTA・EPAに参加するための条件を整備する実験の場としても位置付けられているように思われます。

海南自由貿易港の政策・措置

「計画」では、自由貿易港の“制度設計”として、①貿易の自由化・利便化、②投資の自由化・利便化、③クロスボーダーの資金移動の自由化・利便化、④人の出入りの自由化・利便化、⑤運輸往来の自由化・利便化、⑥データの安全で秩序ある移動、があげられています。

貿易の自由化・利便化のための基本的な措置は、全島を関税封鎖し、“一線”（国境線）開放・“二線”（内地との境界線）管理を実現することで、「計画」では25年までに運用を開始するとされています。関税封鎖に伴う輸入関税や増徴税・消費税の扱いは、“一線”からの輸入貨物は特定の課税品目以外は免除、“二線”に入る貨物は原則課税、島内では関税封鎖後に増徴税・消費税等の取引税を合併・簡素化し、税負担を大幅に引き下げるとされています。

投資の自由化・利便化の主な措置としては、企業の事業参入や設立・抹消等に関わる制度の利便化、現行の外資に対する“参入前内国民待遇+ネガティブリスト制度”の禁止・制限条項の大幅削減があげられています。なお、企業所得税については、「計画」後に財政部と国家税務総局から通知が出され、海南自由貿易港に登記し、実質的に運営する奨励類産業の企業に対して15%の税率を適用するとされ、また個人所得税については高級人材と不足人材を対象に税負担が15%を超える部分について免除するとされています。

また、クロスボーダーの資金移動の自由化・利便化では、①資金の“電子フェンス”を設置して国外との自由な移動を可能とする各種銀行口座を隔離する、②貿易決済での銀行の真実性審査を事前審査から事後審査とする、③外資の直接投資での外貨登記を両替の段階で行う、④外債管理について複数取引に対する一括管理を試行する、などが他の地域で実施されていない新しい措置として注

目されます。

データの安全で秩序ある移動の措置も、中国で初めて実施されるものが多く、付加価値通信業務での外資に対する出資比率制限を徐々に取り消し、海南自由貿易港に企業または事業を登記し、サービス施設を置く企業に対してオンラインデータ処理・取引処理業務を許可するほか、国際インターネットデータ交換を試験的に許可し、それに向けて国際海底光ケーブルとその上陸ポイントを建設して国際通信ゲートウェイにするとされています。ただ、データ移動の安全は中国にとつてだけでなく、事業者にとつても当然必要で、他へのデータ流出が生じないように安全を担保することが望まれます。

海南自由貿易港の制度整備の目標・スケジュールは、25年までに貿易の自由化・利便化と投資の自由化・利便化を重点とする政策・制度体系を初歩的に確立し、35年までに自由貿易港の制度体系と運営モデルを成熟させるとともに、貿易・投資ルールを基本的に整備し、上記の6つの“制度設計”を実現するとされています。

自由貿易港の制度が確立するまでには長い時間がかかりますが、本来の機能を発揮するには何より諸外国から信任を得ることが必要になります。海南省は他の沿海省市に比べて経済発展が遅れており、また様々な制度や政府の管理体制が未整備で、人材も不足していることは明らかです。しかし、深圳が経済特区に指定され、新たに外資企業、民営企業を迎え入れて急速に発展してきたように、海南省も自由貿易港という新しい制度の下で発展するポテンシャルは高いと思われます。今後の動向が大いに注目される所です。